

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の額に関する特例措置)</u></p> <p><u>6 令和2年6月及び同年12月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の6を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則</p>